平成２５年（フ）第１５１７号
福岡県糟屋郡志免町南里３丁目12番15号
債務者　株式会社リボーン
代表者代表取締役　山本　　渉
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月30日午後２時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３７８号
福岡県糟屋郡宇美町宇美４丁目９番22号
債務者　株式会社リトルワールド
代表者代表取締役　村上　　剛
1　決定年月日時　平成25年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　鈴代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午前11時
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第６８号
北海道夕張郡栗山町字継立176番地37
債務者　三上　伸行
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第４３４号
埼玉県草加市中央２丁目10番３―501号、旧住所埼玉県草加市高砂２丁目21番６―308号
債務者　原　　昌造
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　達夫
4　破産債権の届出期間　平成25年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
愛知県一宮市八幡４丁目１番67―206号　アクシーズ一宮Ⅱ番館
債務者　西川　康之
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　嗣人
4　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２１号
北海道新冠郡新冠町字美宇198番地の５
債務者　山本　修司
1　決定年月日時　平成25年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口晃太朗
4　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午後４時
6　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
北海道苫小牧市新富町１丁目８番16号　コーポソレイユ102号
債務者　小玉　浩明
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　邨山　達哉
4　破産債権の届出期間　平成25年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第１２８号
北海道勇払郡安平町追分花園３丁目123番地
債務者　高橋　征男
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　聖子
4　破産債権の届出期間　平成25年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月17日午後３時15分
6　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２５３号
奈良県橿原市葛本町530番地の７
債務者　成谷　文彦
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　育司
4　破産債権の届出期間　平成25年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第４５４号
神奈川県南足柄市弘西寺174番地
債務者　杉浦　康晴
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　裕
4　破産債権の届出期間　平成25年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４５５号
神奈川県南足柄市弘西寺174番地
債務者　杉浦　清子
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　裕
4　破産債権の届出期間　平成25年11月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３１５号
愛知県岩倉市曽野町居屋敷57番地３　スカイハイツ河村Ⅱ203号
債務者　太田　直人
1　決定年月日時　平成25年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　一磨
4　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年１月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２４６号
奈良県北葛城郡河合町広瀬台３丁目８番地８　第二岡田マンション201号
債務者　中西　勝彦
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　容子
4　破産債権の届出期間　平成25年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１５９号
富山市寺島132番地
債務者　浦田　律夫
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水谷　敏彦
4　破産債権の届出期間　平成25年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６８号
神奈川県厚木市愛甲西３丁目24番11号
債務者　曾根美代子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上慶一郎
4　破産債権の届出期間　平成25年11月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部